

令和5年10月11日

審査結果についての意見書

鳥取県議会議長 浜崎晋一様

鳥取県議会議員 藤繩喜和

令和5年10月4日付けで通知のあった審査結果について、以下のとおり意見書を提出します。

この度私が寄附行為により鳥取簡易裁判所から略式命令を受けたことにつきましては、深く反省いたしております。県民の皆様にあらためてお詫び申し上げます。

1 議長に求める措置の内容について

私は、鳥取県議会議員として出処進退を自ら判断しなければなりません。
私は、鳥取県議会議員を辞職しません。

私には今取り組んでいる鳥取県の重要政策があり、山陰海岸ジオパークの世界再認定、台湾と鳥取を結ぶチャーター便の復活とその定期便の就航、うみなみサイクリングルートの国指定等がこの数年で重要な局面を迎えます。

これらの政策を実現するために、引き続き県議会議員として活動を続ける必要があります。鳥取市議会議員5年、鳥取県議会議員20年の経験を活かし、鳥取県民のために働くことが、議会に対する県民の信頼の回復に資すると考えます。

2 認定した事実について

中元・歳暮の対象に、公職選挙法に一切抵触しないものが含まれている事実が認定されていません。

3 本審査会の判断について

- (1)「本審査会は、法令に違反するかどうかを判断する機関ではなく」としながら、結論として「過失は重大」としており、自己矛盾していると言わざるを得ません。
- (2)「略式起訴等の一連の経過が報道されたことにより、多くの県民に議会に対する不信感を与えた」とありますが、何の証拠もなく検証不能な

認定で失当であります。

この間、別の鳥取県議会議員が逮捕・起訴されるという憲政史上前代未聞の不祥事が報道されたり、鳥取県議会議員による会費の流用事案が報道されたりしており、多くの県民の議会に対する不信感はこれらによるところが大きいと考えるのが自然であります。少なくとも、私の件と多くの県民の議会に対する不信感との相関関係・因果関係は判断不明で、検証不能であります。

- (3) 「実際に県議会事務局や県執行部憲政相談窓口には、非難や厳正な対処を求める複数の意見が寄せられたことが認められる」とありますが、その数も具体的には示されず、匿名であればインターネットの無責任な書き込みの域を出ず、判断の基準とするには慎重を要することは言うまでもありません。少なくとも、「誰が、何人が、県民の意見を代表しているのかどうか」を検証できないのであれば、判断の基準とはできません。

検証可能なものとして、現在、「鳥取県議会議員として活動を存続することができるよう寛大な判決をお願いする」趣旨の嘆願書が7935名から集まっています。この中には鳥取県議会議員23名も含まれています。政治倫理審査会の委員の方も含まれています。この点を十分に考慮すべきであると考えます。

- (4) 「県民から公正に対する疑惑を持たれかねない行為であったことは明らかである」とありますが、公職選挙法自体が、「選挙に関しないものであって」かつ「通常一般の社交の程度を超えない」と規定しています。本件の中元・歳暮は、通常一般の社交の程度であり、県民から公正に対する疑念を生じないことは、公職選挙法自体が認めているところです。

- (5) 「その他の意見として、他の地方公共団体における事例との均衡等を考慮し、本件は『審査会が認める措置』として、『議場での陳謝および役職辞任の勧告』の措置が相当であるとの意見（出席委員10人中1人の賛成）もあった。」とありますが、その意見について熟議を重ねた経過が見受けられません。

多数決とは、言うまでもなく多ければ良い、多ければ正しいというものではなく、少数意見に十分配慮し、熟議を重ねる必要があります。なぜ他の地方公共団体との均衡を図らなかったのか、何ら説得的な意見は記載されておりません。

4 鳥取県議会政治倫理に関する条例の運用への疑問

一昨年、福間裕隆元県議会議員が「2年以下の禁錮または50万円以下の罰金」という公職選挙法違反が報道されましたが、まさに選挙の公正を害しかねない事態であり、法定刑も禁錮刑が含まれている重大事案でありながら、政治倫理審査会は設置されませんでした。

他方、私は「50万円以下の罰金」のみと規定され、地方裁判所ではなく簡易裁判所の専属管轄の事案であります。前者で政治倫理審査会が設置されず、本件で政治倫理審査会が設置されたことは、公平な扱いでなく、説明が付きません。

前者の件では、本件で政治倫理審査会の設置を請求した28名の内21名が改選前にも在職しており、より一層説明がつきません。当時私も在職していましたが、当時福間裕隆元県議会議員は争訟中であり、司法の判断に委ねる事案であると私は判断し、政治倫理審査会の設置を請求しませんでした。

私も争訟中であり、私の場合は、罰金刑しか規定されていない公職選挙法違反であります。公職選挙法自体が、選挙に関せず、かつ一般社交の範囲を超えると規定しています。あらためて鳥取県議会政治倫理に関する条例の運用に疑問を抱かざるを得ません。

私は、略式命令に対して、令和5年6月21日付けで、公民権の不停止を求めて正式裁判を請求いたしました。刑はまだ確定していません。このことをあらためて申し添えまして、審査結果に対する意見といたします。